

福島県新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言が発令中

村民の皆様には、自分自身と大切な方の命を守るため、不要不急の外出を控えるなど、各種対策をより一層徹底されますようお願いします。

なお、村対策本部より以下の点についてお知らせいたします。

◆昭和温泉しらかば荘 日帰り入浴について

5月20日（木）～5月31日（月）の間

午後5時から午後8時までは、村民の方及び宿泊者のみの利用に限定します。

詳しくは、しらかば荘へお問い合わせください。（57-2585）

◎感染症について心配なことがございましたら、対策本部まで御相談ください。

電話 0241-57-2645 【保健福祉課24時間対応】

◎昭和村国保診療所（発熱等の症状がある場合）

電話 0241-57-2255 【平日 9:00～17:00】

◎受診・相談センター

電話 0120-567-747 【24時間対応】

昭和村新型コロナウイルス感染症対策本部（保健福祉課）

裏面もご覧ください

緊急特別対策

令和3年5月14日 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染拡大防止、医療提供体制の崩壊を防ぐため、県内全域に以下の協力を要請します。

県民の皆さまへのお願い

不要不急の外出自粛

■期間 5月15日(土)～5月31日(月)

※特に、感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用を厳に控えてください。

事業者の皆さまへのお願い

【飲食店】

○午後8時から午前5時までの時間帯の営業自粛
(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)

■対象 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた以下の施設
・接待を伴う飲食店　・酒類を提供する飲食店

■期間 5月15日(土)午後8時～6月1日(火)午前5時

【全ての事業者】

○業種別ガイドラインの遵守

○テレワークやウェブ会議などを活用した外出機会の縮減

- 大学・専門学校……感染リスクの高い活動（例：感染防止対策が徹底できないサークル活動、大人数での懇親会など）を控えるよう、学生への注意喚起の徹底をお願いします。
- 小・中・高等学校……感染リスクの高い学習活動（部活動での実施を含む）や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染拡大防止対策の徹底をお願いします。
- 医療機関、高齢者・障がい（児）者施設……感染防止対策に見落としがないか、改めて確認をお願いします。

その他の対応